レンタル約款

インプルーブエナジー株式会社（以下「当社」という。）は、当社の商品のレンタルについて、次のとおりレンタル約款（以下「本約款」という。）を定める。

第 1 条（適用）

1．本約款は、当社が所有し、または貸し出す権限を有する商品（『Zone Zero』シリーズ等のトイレユニット、給水タンクその他の関連商品を含む。）のうち、見積書に記載したもの（以下「本商品」という。）を当社がお客様に貸し渡し、お客様がその対価（以下「レンタル料」という。）を支払う取引に適用する。

2．本約款のお客様は、事業者（個人事業主を含む。）または国・地方公共団体とする。

3．見積書に本約款と異なる定めがあるときは、見積書の定めを優先する。当社とお客様が別に契約書を取り交わしたときは、その契約書の定めを優先し、契約書に定めのない事項には本約款を適用する。

第 2 条（個別取引の成立と本約款への同意）

1．個々のレンタル（以下「個別取引」という。）の内容（本商品の品名・台数、レンタル期間、設置場所、レンタル料、搬入・設置・撤去・搬出等の費用、支払条件など）は、当社が発行する見積書で定める。見積書には、本約款を適用する旨を記載する。

2．個別取引は、お客様が次のいずれかの方法により当社の見積書を承諾し、その承諾が当社に届いたときに成立する。

（1）注文書（お客様所定の発注書を含む。）を当社に交付すること

（2）電子メールその他の書面または電磁的方法により、見積書の内容で注文する旨、または見積書を承諾する旨を、当社の担当者または見積書に記載した連絡先に連絡すること

3．お客様は、前項の注文または承諾により、本約款の内容に同意したものとする。

4．第 2 項の承諾は、見積書の有効期限内に行う。有効期限を過ぎた承諾や、見積書の内容を変更した注文は、当社がこれを承諾したときに個別取引が成立する。

5．個別取引が成立する前に本商品の在庫がなくなったときは、当社は、見積書を撤回することができる。

6．お客様の注文書に本約款や見積書と異なる条件が記載されていても、当社が書面または電磁的方法で承諾しない限り、本約款と見積書の定めによる。

7．お客様が国または地方公共団体であって、法令またはお客様の規則により契約書の作成が必要なときは、個別取引は、その契約書を取り交わしたときに成立する。

第 3 条（本約款の掲示）

当社は、本約款を当社のホームページに掲載する。お客様から求めがあったときは、本約款を書面または電子データで交付する。

第 4 条（引渡し・確認）

1．当社は、見積書で定める日と場所において、本商品をお客様に引き渡す。

2．お客様は、設置完了時に当社と立ち会い、本商品の数量・外観・作動を確認する。立会いができないときは、お客様は、引渡しの日の翌日から起算して 2 日以内、またはイベントの開始その他本商品の使用を始める時の、いずれか早い時までに確認し、不足や不具合があれば当社に申し出る。

3．前項の確認でお客様から申出がないときは、本商品は正常な状態で引き渡されたものとする。ただし、通常の確認では発見できない不具合については、この限りでない。

第 5 条（レンタル期間）

1．レンタル期間は、見積書で定める。見積書に初日の定めがないときは、設置完了日を初日とする。

2．レンタル期間が終わった後もお客様が引き続き本商品を使用するときは、当社とお客様の合意により期間を延長する。この合意は、電子メールその他の書面または電磁的方法によることができる。

第 6 条（レンタル料・費用の確定と支払）

1．レンタル料は、当社が別に定めるレンタル価格表に基づき、見積書で定める。

2．見積書に記載したレンタル料その他の費用（以下「レンタル料等」という。）は、個別取引の成立時に確定し、お客様の支払義務が生じる。当社は、個別取引の成立により本商品をその取引のために確保し、他の貸出しの機会を失うことから、成立後に当社の責任によらない事由で、お客様が本商品を使用しなかったとき、またはレンタルを中止・延期して搬入・設置を行わなかったときも、中止・延期の時期にかかわらず、レンタル料等は減額しない。当社の責任によらない事由には、次の場合を含む。

（1）雨天、台風その他の天候によるイベントの中止・延期

（2）気象警報等の発令、または国・地方公共団体その他の公的機関の命令・要請によるイベントの中止・延期

（3）来場者数の減少、主催者や関係者の事情によるイベントの中止・延期

3．前項にかかわらず、次の場合は、それぞれ次のとおりとする。

（1）当社の責任により当社が本商品を引き渡せなかったときは、お客様は、引き渡せなかった本商品のレンタル料等の支払を要しない。

（2）天災・交通の途絶その他当社とお客様のいずれの責任でもない事由により当社が本商品を引き渡せなかったとき（お客様がイベント等を中止・延期した場合を除く。）は、お客様は、引き渡せなかった本商品のレンタル料等の支払を要しない。ただし、当社がその個別取引のために既に支出した費用（運送の手配費用など）は、お客様が負担する。

（3）第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項および第 14 条第 5 項の場合は、それぞれの定めによる。

（4）当社は、中止の連絡を受けた時期、当社が実際に負担した費用、本商品を他に貸し出せたかどうか等を考慮して、当社の判断によりレンタル料等を減額することができる。当社が減額したときも、その後の個別取引で同じ扱いをすることを約束するものではない。

4．支払条件は見積書で定める。定めがないときは、お客様は、当社が毎月末日で締めて発行する請求書に基づき、翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料はお客様の負担

とする。ただし、お客様が国または地方公共団体であるときは、適法な請求書を受け取った日から 30 日以内に支払う。

5．お客様が支払を遅らせたときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年 14.6％の割合による遅延損害金を支払う。ただし、お客様が国または地方公共団体であるときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の定めによる。

第 7 条（保証金）

当社は、必要と認めるときは、お客様に保証金の預け入れを求めることができる。金額と預け入れの時期は見積書で定める。保証金には利息を付けず、当社は、本商品の返却を確認した後、お客様の未払の債務を差し引いた残額をお客様に返す。

第 8 条（費用負担・日常の管理）

1．本商品の搬入・設置・撤去・搬出の費用は、お客様の負担とし、その額は見積書で定める。

2．お客様は、レンタル期間中、清掃、消耗品の補充、給水・電源の確保、汲取り（し尿の処理）その他の日常の管理を、当社が示す方法に従い、自らの責任と費用で行う。ただし、見積書で当社が行うと定めた作業は除く。

3．汲取り（し尿の処理）は、法令に基づく許可を受けた業者に依頼して行う。

第 9 条（使用・管理・所有権）

1．お客様は、善良な管理者の注意をもって、取扱説明書および当社の指示に従い、本商品を使用・保管する。

2．お客様は、当社の事前の承諾（書面または電磁的方法によるもの）なく、次の行為をしてはならない。

（1）見積書で定めた設置場所から本商品を移動すること

（2）本商品を第三者に貸し、または第三者に管理させること。ただし、お客様の施設やイベントの利用者、住民等が本来の用途で使用することは除く。

（3）本商品の分解・改造・塗装・ステッカー貼付その他、本商品に手を加えること

（4）本商品を譲渡し、担保に供し、その他本商品の所有権を害すること

（5）当社が本商品に付けた銘板その他の所有者表示を取り除き、または汚すこと

3．本商品の所有権は当社または当社に本商品を貸与した者（以下「所有者」という。）にあり、お客様に移転しない。第三者が本商品を差し押さえようとするなど、所有者の権利が害されるおそれがあるときは、お客様は本商品がお客様の所有物でないことをその第三者に伝え、直ちに当社に知らせる。

第 10 条（故障・修理）

1．本商品に故障や不具合が生じたときは、お客様は直ちに使用を中止して当社に知らせ、当社の指示に従う。お客様は、当社の承諾なく自ら修理してはならない。

2．本商品そのものの不具合や、通常の使用によって生じた故障は、当社が自らの費用で修理し、または代わりの商品と交換する。当社製品の品質保証の詳細は、当社の「製品保証規定」による。ただし、延長保証はレンタルには適用しない。

3．前項の故障によりお客様が本商品を使用できなかったときは、お客様が当社に知らせた日から修理または交換が終わる日までの期間について、その割合に応じてレンタル料を減額する。

4．お客様の不注意、誤った使用や設置、日常の管理の不備、第三者のいたずらなどによって生じた故障の修理費用は、お客様の負担とする。

第 11 条（破損・盗難・紛失）

1．引渡しから返却までの間に本商品が壊れ、盗まれ、またはなくなったときは、お客様は直ちに当社に知らせる。盗難のときは警察に届け出る。

2．前項の場合、お客様は、修理できるときは修理費を、修理できないとき・盗難・紛失のときは見積書で定める金額（定めがないときは同等品の再調達に要する額）を当社に支払う。ただし、通常の使用による傷み（以下「通常損耗」という。）や、当社の責任による場合は除く。

3．修理できないとき・盗難・紛失のときは、その本商品のレンタル料は、お客様が当社に知らせた日までの分を支払う。

第 12 条（返却）

1．レンタル期間が終わったとき、または個別取引が終了したときは、お客様は、見積書で定める日と方法により、本商品を当社に返却する。

2．返却時は、当社とお客様の立会いまたは当社の指定する方法で本商品の状態を確認する。通常損耗を除く汚れ・傷・付属品の不足があるとき、または汲取り・清掃がされていないときは、お客様は、元の状態に戻すために要した実費を当社に支払う。

3．お客様が返却を遅らせたときは、返却が終わるまでの期間のレンタル料相当額を当社に支払う。

第 13 条（中止・途中解約）

1．お客様は、あらかじめ当社に書面または電磁的方法で通知することにより、個別取引を中止し、またはレンタル期間の途中で解約することができる。

2．前項の場合も、お客様は、第 6 条第 2 項および第 3 項に従いレンタル料等を支払う。見積書にレンタル期間の終わりの定めがないときは、通知が当社に届いた日の属する月の分までを支払う。

第 14 条（解除）

1．当社またはお客様は、相手方が本約款または個別取引に違反し、書面で是正を求めてから 30 日以内に是正されないときは、個別取引を解除することができる。

2．当社またはお客様は、相手方に次のいずれかの事由が生じたときは、何らの催告なく直ちに個別取引を解除することができる。

（1）支払期日から 30 日を過ぎても支払がなく、書面で催促してから 14 日以内に支払われないとき

（2）差押え、仮差押え、仮処分または滞納処分を受けたとき

（3）破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立てがあったとき

（4）手形・小切手の不渡りを出したとき、その他信用状態が著しく悪化したとき

（5）解散し、または事業の全部もしくは重要な一部を譲渡したとき

3．前 2 項により解除されたときは、解除された当事者は、相手方に対するすべての金銭債務について期限の利益を失い、直ちに支払う。

4．解除により個別取引が終了したときは、お客様は直ちに本商品を返却する。お客様が返却しないときは、当社は、お客様に通知した上で本商品を引き取ることができ、お客様は、当社または当社の指定する者が設置場所に立ち入ることに協力する。引取りの費用はお客様の負担とする。ただし、当社の責任による解除の場合は当社の負担とする。

5．当社の責任により解除されたときは、当社は、前払いを受けたレンタル料のうち解除後の期間に当たる分をお客様に返す。

第 15 条（損害賠償・保険）

1．当社またはお客様は、本約款または個別取引に違反して相手方に損害を与えたときは、通常生ずべき直接の損害を賠償する。逸失利益その他の間接的な損害は含まない。

2．前項の賠償額は、損害の原因となった事由が生じた日から過去 1 年間に発生したレンタル料の総額を上限とする。ただし、故意または重大な過失による場合、製造物責任法に基づく場合、ならびにレンタル料等、第 11 条、第 12 条その他本約款に定める金銭の支払については、この限りでない。

3．当社は、本商品について生産物賠償責任保険に加入する。

第 16 条（秘密保持・個人情報）

1．当社およびお客様は、取引を通じて知った相手方の営業上または技術上の秘密を、相手方の承諾なく第三者に開示し、または漏らしてはならない。ただし、法令（条例を含む。）に基づき開示が必要な場合と、第 17 条による掲載は、この限りでない。

2．当社およびお客様は、取引に関連して取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従って適切に取り扱い、取引の目的以外に使用しない。

3．本条の義務は、個別取引が終了した後も 5 年間存続する。

第 17 条（実績の掲載）

当社は、お客様の名称および本商品をレンタルした事実を、当社のホームページや営業資料などに実績として掲載することができる。ただし、設置場所の詳細は掲載せず、お客様の紋章・ロゴの使用や、お客様が本商品を推奨していると受け取られる表現は、お客様の承諾を得て行う。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1．当社およびお客様は、自らおよびその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持たないことを、相互に表明し、約束する。

2．当社およびお客様は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動、相手方の信用を傷つけまたは業務を妨害する行為その他これらに類する行為をしない。

3．当社またはお客様は、相手方が前 2 項に違反したときは、何らの催告なく直ちに個別取引を解除することができる。この解除によって違反した側に損害が生じても、解除した側は賠償の責任を負わない。

第 19 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、感染症の流行、法令の制定・改廃、公的機関の命令その他当社とお客様の力の及ばない事由により、個別取引の全部または一部を果たせず、または遅れたときは、その当事者は責任を負わない。この場合、その当事者は速やかに相手方に知らせ、対応を協議する。ただし、金銭の支払義務については、第 6 条第 3 項第 2 号の場合を除き、この限りでない。

第 20 条（譲渡の禁止）

当社およびお客様は、相手方の事前の書面による承諾なく、個別取引上の地位または個別取引に基づく権利・義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第 21 条（本約款の変更）

1．当社は、次のいずれかに当たるときは、本約款を変更することができる。

（1）変更がお客様の一般の利益に適合するとき

（2）変更が取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2．当社は、本約款を変更するときは、変更の効力が生じる日を定め、その日より前に、本約款を変更する旨、変更後の内容および効力が生じる日を、当社のホームページへの掲載その他の適切な方法で知らせる。

3．変更後の本約款は、効力が生じる日以後に成立した個別取引に適用する。

第 22 条（管轄裁判所）

本約款または個別取引に関する訴訟は、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 23 条（協議）

本約款に定めのない事項や、本約款の解釈に疑問が生じた事項は、当社とお客様が誠意をもって協議して解決する。

附則　本約款は、2026 年 11 月 18 日から適用する。

制定　2026 年 11 月 17 日

インプルーブエナジー株式会社

大阪府大阪市東成区深江北 1-3-29